

事業所・施設の基準を定める条例の施行について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律(平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号)」の施行等に伴い、これまで、厚生労働省令で規定していた、事業所や施設の人員、設備、運営に関する基準等について、大分県条例で定めることとなり、条例の施行(H25.4.1)にあわせて、事業所(施設)ごとに、大分県規則、審査基準を規定した。
また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正に伴い、介護医療院の基準に係る基準を定める条例の施行(H30.4.1)にあわせて、大分県規則及び審査基準を規定した。

【大分県で定めた条例等の一覧】

厚生労働省令			厚生労働省通知	
根拠法令	整理番号	条例	規則	審査基準
介護保険法	1	指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日大分県条例第55号)	指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月12日大分県規則第5号)	指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する審査基準 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する審査基準 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する審査基準 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する審査基準 介護医療院の人員、設備及び運営に関する審査基準 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準 養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準 軽費老人ホームの設備及び運営に関する審査基準
	2	指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日大分県条例第59号)	指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月12日大分県規則第9号)	
	3	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日大分県条例第57号)	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月12日大分県規則第7号)	
	4	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日大分県条例第58号)	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月12日大分県規則第8号)	
	5	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月21日大分県条例第56号)	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月12日大分県規則第6号)	
	6	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年3月30日大分県条例第13号)	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年3月30日大分県規則第25号)	
老人福祉法	7	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日大分県条例第53号)	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月12日大分県規則第3号)	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準
	8	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日大分県条例第52号)	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月12日大分県規則第2号)	養護老人ホームの設備及び運営に関する審査基準
社会福祉法	9	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日大分県条例第54号)	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月12日大分県規則第4号)	軽費老人ホームの設備及び運営に関する審査基準

【大分県で定めた独自基準】

項目	大分県が独自で定めた基準の内容	備考欄(対象となるサービス、留意事項等)
非常災害対策	①非常災害対策計画は、災害の態様ごとに策定(厚生労働省令(以下「省令」という))の基準の拡充) ②避難訓練は、夜間(夜間想定を含む)においても実施(省令の基準の拡充) ③災害時に備え、自主防災組織等との連携や、広域的相互応援体制の整備に努めること(省令の基準の追加)	指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに関しては、左記の内容は通所系サービス及び宿泊又は入居を伴うサービスを除き適用しない(通所系サービスについては、①及び③の適用とする)。
記録の整備	①記録の保存年限を5年間とする(省令の基準の変更) ②記録の保存の起点(完結の日)を「当該サービスを提供した日(又は当該処遇を行った日)」と規定し、起点を明確化(省令の基準の明確化)	①訪問介護計画、市町村への通知に係る記録、苦情内容等の記録、事故報告等は、それぞれ、計画を策定した日(計画の変更がある場合は、変更した日)、通知を作成した日、苦情内容の記録を作成した日、事故報告を作成した日を保存の起点とする。 ②基準条例等の施行前に策定した記録の保存年限は、従来どおり2年間で差し支えない。
地産地消の推進	食事の提供に当たっては、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供しよう努めること(省令の基準の追加)	指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに関しては、左記の内容は宿泊を伴うサービスを除き適用しない。
従業員に対して実施する研修内容	虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防(又は機能回復)に関する研修、その他資質の向上のために必要な研修を明記すること(省令の基準の明確化)	
人権擁護、虐待防止等に係る責任者	入所者又は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備すること(省令の基準の追加)	
運営規程に定める項目	「苦情処理に関する事項」及び「虐待防止に関する事項」を運営基準に定めること(省令の基準の追加)	
暴力団関係者の排除	施設又は事業所を運営する代表者及び役員等について、暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならないものとしたこと	
一の居室の定員	①特別養護老人ホーム(従来型)の一の居室の定員について、原則として「一人」とするが、プライバシーの確保及び採光等の住環境に配慮がなされている場合は、「四人以下」とすることが可能(省令の基準の緩和) ②基準条例等の際、現に法第48条第1項第1号の規定による指定を受けている特別養護老人ホーム(建築中のものを含む)については、「四人以下とすること」とする経過措置を規定	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設のみに適用

【介護保険法改正により条例委任事項とされた内容】

項目	条例委任事項	備考欄(対象となるサービス、留意事項等)
入所定員	介護老人福祉施設の指定を行う特別養護老人ホームの入所定員に係る基準(30人以上であって条例で定める数)を「30人以上とする」と規定	・特別養護老人ホームのみに適用
申請者の法人格	申請者の要件として介護保険法で規定されていた「法人であること」の要件について、条例において規定	・居宅サービス及び介護予防サービスのみに適用 ・介護保険法当時の内容と変更なし